

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会



# 事業報告書

2019年1月22日～2019年3月31日

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

## 1. 概況

本会は、新聞、言語等、視覚芸術等、出版、音楽、映像等の6つの教育著作権協議会を社員として、2019年1月21日に設立総会を開き、翌22日に法人登記を行い設立された。その後は、著作権法（以下「法」という。）第104条の11第1項の指定を受けるための準備を行い、2月15日、文化庁長官の指定を受けた。

この準備と並行して、著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（以下「フォーラム」という。）の運営を支援し、教育機関の実情の収集に努めると共に、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）の管理開始に向けた検討を行った。

また、補償金と合わせ、教育機関の現状から、補償金制度と同様の簡易迅速な方法及び適正な使用料により許諾を得ることが望まれる利用をカバーする利用許諾スキームを実現すべく、著作権等管理事業者としての登録を行うことについて検討した。

## 2. 補償金管理及び著作権等管理事業の準備状況

(1) フォーラムの運営を支援し、教育機関の実情の把握に努めた。

① 総合フォーラム 1回開催

② 専門フォーラム

(ア) 教育利用の補償金の支払等について 2回開催

(イ) 教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について 1回開催

(ウ) 著作権法の解釈に関するガイドラインについて 2回開催

(エ) 補償金制度を補完するライセンス環境について 2回開催

(2) 指定管理団体の指定を受けるため、各教育著作権協議会に加盟する、法第104条の12第2号イ～ホに該当する権利を代表する者の利益を代表すると認められる団体が、当該分野の権利者のどれだけをカバーしているかを示す資料をはじめ、各種書類を整え、文化庁に提出（2月15日、文化庁長官の指定）。

(3) 法104条の13第1項に基づき、「改正著作権法第104条の13第1項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間」を踏まえつつ、文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定とそのための準備を行った。補償金の額及びその考え方については、文化庁長官から指定を受けた後に開催されたフォーラムのうち専門フォーラム（ア）において、教育機関のフォーラム委員に対し示した。

(4) 教育機関の実情と今後の著作物等の利用ニーズに関する意向を調査するための準備を行った（2019年5月実施予定）

(5) 補償金の管理方法について、2020年4月から管理開始することを目指し、それまでの業務スケジュールを検討した。合わせて、管理用データベースの概要を検討した。

(6) 利用者団体から意見聴取する際に提示する資料の作成を行った。

(7) 教育機関の現状から、補償金制度と同様の簡易迅速な方法及び適正な使用料により許諾を得ることが望まれる利用をカバーする利用許諾スキームを実現すべく、著作権又は著作隣接権の管理業務（ライセンス関係）のあり方について、著作権等管理事業法の定めに基づき、届出を行うことを前提に検討した。

### 3. その他関連事業

- (1) 広報事業のひとつとして Web Site を開設し、順次コンテンツを追加することにより、補償金制度や本会の運営に関する情報の周知に務めた。

<https://sartras.or.jp/>

- (2) 理事会を 4 回開催した。

- (3) 業務執行委員会及び分配委員会を設置した。また、理事会の作業部会として業務進行タスクフォースを設置した。

- (4) 著作権法施行令第 57 条の 15 の規定（第 49 条の準用規定）により、2018 年度、2019 年度の事業計画及び収支予算を文化庁に届け出のうえ、SARTRAS WEB に公表した。

- (5) 2019 年度の職員体制整備に向けた準備を行った（出向者 2 名、正職員採用 1 名）

- (6) 社員である協議会の構成団体から得た会費の公正な支出と適正な管理を行うよう努めた。

2018 年度会費収入 9,527 千円

注 補足すべき重要な事項はないため、附属明細書は作成していない。